

告 示

草津市告示第315号

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年11月18日

草津市長 橋 川 渉

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年草津市告示第121号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 (支給対象者) 第3条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者 (3)～(4) 《現行どおり》 (対象講座) 第4条～6条 《現行どおり》 (対象講座の指定等に関する手続) 第7条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	第1条～第3条 《省略》 (支給対象者) 第3条 《省略》 (1) 《省略》 (2) <u>ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にあること(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)</u> 。 (3)～(4) 《省略》 (対象講座) 第4条～6条 《省略》 (対象講座の指定等に関する手続) 第7条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) <u>ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)</u> または当該ひとり親家庭の親の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年の所得の額とする。)、扶養親族等の有無および数ならびに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族ならびに特定扶養親族の有無および数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養

改正後	改正前
3～4 《現行どおり》 第8条～第12条 《現行どおり》 別記様式第1号（第7条第1項関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号 《現行どおり》 別記様式第3号（第8条第1項関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第4号 《現行どおり》	<u>親族の数を明らかにすることができる書類および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u> 3～4 《省略》 第8条～第12条 《省略》 別記様式第1号（第7条第1項関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号 《省略》 別記様式第3号（第8条第1項関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第4号 《省略》

付 則

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

別添1－1

別記

様式第1号（第7条第1項関係）

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者氏名 印

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏 名 (申請者)	別添1	生年月日	年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	別添2	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住 所	(〒 -)	電話 (-)	
④受講施設の名称			
⑤対象講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑩過去の受給の有無	過去に本事業を活用したことが ある ・ ない。		
(備考) 受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合はその旨を記載すること			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学科および受講料（希望により行われる講座や希望により提供される補助教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）
- 支給額は、次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学科および受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学科および受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は12万5千円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学科および受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金および受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は30万円が限度になります。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
- 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後に、受講を取りやめた場合または受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらかじめ「草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

別添 1ー2

別記

様式第 1 号（第 7 条第 1 項関係）

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

草津市長 宛

年 月 日

申請者氏名 印

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住 所	(〒 -)	電話 (-)	
④受講施設の名称			
⑤対象講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑩過去の受給の有無	過去に本事業を活用したことが ある ・ ない。		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注 8 参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		
(備考) 受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合はその旨を記載すること			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学科および受講料（希望により行われる講座や希望により提供される補助教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）
- 支給額は、次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学科および受講料の 4 割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は 1 0 万円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は 2 0 万円が限度になります。
 - 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学科および受講料の合計額の 5 割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は 1 2 万 5 千円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は 2 5 万円が限度になります。
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学科および受講料の合計額の 1 割相当額です。受講開始時給付金および受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は 1 5 万円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は 3 0 万円が限度になります。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
- 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後に、受講を取りやめた場合または受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。**
 - 現に扶養する 2 0 歳未満の児童との関係が、母または父でない。
 - 婚姻（※）によらないで母または父となり、現に婚姻（※）をしていない。（※）民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）上の婚姻をいう。

別添 2ー1

様式第 3 号（第 8 条第 1 項関係）

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者氏名 印

受講開始時給付金
受講修了時給付金
合格時給付金
※いずれかに○をつけること

の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏 名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住 所	(〒 -)	電話 (-)	
④受講施設の名称			
⑤対象講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑨所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑩支払い金融機関	金融機関名	口座の種類	普通・当座
	支店名	口座番号	
	口座名義（フリガナ）		
(備考)			

(注意)

- 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して 3 0 日以内です。
- 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学科、受講料を記入してください。
- 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して 3 0 日以内です。
- 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して 4 0 日以内です。
- 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学科、受講料等を記入してください。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。

別添2ー2
様式第3号（第8条第1項関係）

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

草津市長 宛

申請者氏名

印

受講開始時給付金
受講修了時給付金
合格時給付金

の支給を受けたいので下記により申請します。

※いずれかに○をつけること

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住 所	(〒 -)	電話 () -	
④受講施設の名称			
⑤対象講座の名称			
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑩支払い金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注5参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない		
(備考)			

(注意)

1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。

2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学科、受講料を記入してください。

3 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。

4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。

5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学科、受講料等を記入してください。

6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。

7 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。

(2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明修29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

草津市告示第316号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20の規定により次の者を指定障害児相談支援事業者および指定特定相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年草津市規則第16号)第4条の規定に基づき告示する。

令和6年11月21日

草津市長 橋 川 渉

事業者の名称	事業所の名称および所在地	指定年月日	指定特定相談支援または指定障害児相談支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 いまここ	相談支援事業所 いまここ杏 滋賀県草津市上笠三丁目28-2	令和6年11月21日	指定特定相談支援、指定障害児相談支援	特定無し	指定特定相談支援事業所：2530600218 指定障害児相談支援事業所：2570600532

(令和6年11月21日揭示済み)

草津市告示第317号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月22日

草津市長 橋 川 渉

1 期 日 令和6年11月29日
2 場 所 草津市議会議場

(令和6年11月22日揭示済み)

(令和6年11月18日揭示済み)

草津市告示第 3 1 8 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 2 7 件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 1 件 |
| (3) 軽自動車税（種別割）督促状 | 4 件 |
| (4) 国民健康保険税督促状 | 5 3 件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 2 件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 4 件 |
| (7) 差押解除通知書 | 1 件 |

計 9 2 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 6 年 1 2 月 6 日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税 (補助牌)	国民健康保険税
今野 浩治	群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山2230番地1 サンセール馬山103	令和6年度第2期			
山本 秀樹	滋賀県草津市集町481番地1	令和6年度随時期			
山本 秀樹	滋賀県草津市集町481番地1	令和6年度第2期			
NGUYEN ANH DAO	滋賀県草津市山原四丁目3番2号	令和6年度第2期			
ALVAR ALVIN MONTERON	滋賀県草津市平井四丁目1番31-101号 メゾンセブノ坪	令和6年度随時期			
井ノ上 裕	滋賀県草津市野村七丁目16番6-203号 アネックスY	令和6年度第2期			
亀井 孝志	滋賀県草津市野村六丁目3番3号 甲賀荘 10号	令和6年度随時期			
亀井 孝志	滋賀県草津市野村六丁目3番3号 甲賀荘 10号	令和6年度第2期			
福永 明仁	滋賀県草津市草津一丁目2番2-502号 サテンードル草津	令和6年度第2期			
稲田 宏樹	滋賀県草津市草津三丁目12番30-106号 アリエーテ草津	令和6年度第1期			
稲田 宏樹	滋賀県草津市草津三丁目12番30-106号 アリエーテ草津	令和6年度第2期			
白田 和彦	滋賀県草津市草津四丁目1番26-1314号 ハイツ宮の森	令和6年度第2期			
上池 伸昭	滋賀県草津市草津町1668番地1-309 メゾン晶	令和6年度第2期			
松本 佳仁	滋賀県草津市青地町581番地1-1507 コンフォートテラオ	令和6年度第1期			
松本 佳仁	滋賀県草津市青地町581番地1-1507 コンフォートテラオ	令和6年度第2期			
梅田 和夫	滋賀県草津市青地町756番地1212 エスパランツ琵琶湖	令和6年度第1期			
大城 直孝	滋賀県草津市追分三丁目22番19-127号 草津ロイヤルマンション	令和6年度随時期			
大城 直孝	滋賀県草津市追分三丁目22番19-127号 草津ロイヤルマンション	令和6年度第2期			
立道 正浩	滋賀県草津市追分三丁目22番19-221号 草津ロイヤルマンション	令和6年度随時期			
泉 悠人	滋賀県草津市矢倉一丁目2番12-305号 Le ciel I	令和6年度第2期			
SI THU AUNG	滋賀県草津市野路東五丁目26番46-325号 マリーベルハイツB棟	令和6年度第2期			
岩本 尚大	滋賀県草津市矢橋町105番地1-401 カース・ソラツゾ	令和6年度第2期			
平野 英悟	滋賀県草津市笠山一丁目7番48-202号 ゴイレツジ花木 C棟	令和6年度第2期			
平野 英悟	滋賀県草津市笠山一丁目7番48-202号 ゴイレツジ花木 C棟	令和6年度第2期			
下地 健矢	岡山県津山市河辺866番地1 レオパレス河辺109号室	令和6年度第2期			
山崎 和郎	広島県福山市大門町三丁目22番7号	令和6年度第2期			
VU THUY THUY	ベトナム	令和6年度第2期			
臼井 康子	滋賀県草津市野路東五丁目23番8号	令和6年度第2期	令和6年度第2期		
威重 匠	滋賀県草津市上笠四丁目8番36号 レオパレス ツツミ館109号		令和6年度全期		
奥村 光子	滋賀県草津市山寺町471番地		令和6年度全期		
井関 大地	滋賀県草津市南草津一丁目3-2-310号室		令和6年度全期		
本田 雄樹	滋賀県草津市山町955番地3		令和6年度全期		
塩見 由佳	滋賀県栗東市小部6丁目1番30号				令和6年度第3期
田川 良平	滋賀県草津市山原三丁目1番35-201号 ジャンポールI				令和6年度第3期
田川 良平	滋賀県草津市山原三丁目1番35-201号 ジャンポールI				令和6年度第4期
川那辺 洋	滋賀県草津市西浅川一丁目17番30号				令和6年度第3期
川那辺 洋	滋賀県草津市西浅川一丁目17番30号				令和6年度第4期
寶角 弘保	滋賀県草津市野村八丁目9番9号				令和6年度第3期
佐藤 浩	滋賀県草津市上笠一丁目25番5-1109号 レイクシティ上笠				令和6年度第4期
新庄 三次	滋賀県草津市上笠町1426番地				令和6年度第4期
大比賀 光樹	滋賀県草津市東草津三丁目16番7号 ハイツ高橋 306号				令和6年度第4期
駒井 景子	京都府宇治市橿原町本屋敷40-1 グリーンタウン橿原 7-126				令和6年度第4期
丹羽 一美	滋賀県草津市西草津一丁目3番24-302号 ハイツ・じゅえろ				令和6年度第4期
西原 竜一	滋賀県草津市西草津一丁目8番30号				令和6年度第4期
前田 浩	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号				令和6年度第4期
坂本 礼奈	滋賀県草津市草津町1668番地1-305 メゾン晶				令和6年度第4期
坂本 礼奈	滋賀県草津市草津町1668番地1-305 メゾン晶				令和6年度第4期
永澤 時男	滋賀県草津市草津町1950番地 文栄荘1				令和6年度第4期
永澤 時男	滋賀県草津市草津町1950番地 文栄荘1				令和6年度第4期
廣田 響	滋賀県草津市山寺町476番地401 プライムコート草津				令和6年度第4期
PARK YONG KAP 朴 鎔甲	滋賀県草津市岡本町1112番地4				令和6年度第2期
PARK YONG KAP 朴 鎔甲	滋賀県草津市岡本町1112番地4				令和6年度第3期

督促公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税（種別割）	国民健康保険税
佐藤 由望	滋賀県草津市追分三丁目22番19-321号 草津ロイヤルマンション				令和6年度第3期
佐藤 由望	滋賀県草津市追分三丁目22番19-321号 草津ロイヤルマンション				令和6年度第4期
田上 隆広	滋賀県草津市追分三丁目4番35-107号 レオパレスサニーヒルズ				令和6年度第4期
待鳥 勇貴	滋賀県草津市追分二丁目4番35-310号 レオパレスサニーヒルズ				令和6年度第4期
村上 安広	滋賀県草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツフクナガ				令和6年度第3期
山下 健斗	滋賀県草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツフクナガ				令和6年度第4期
PIAO YUCHENG	滋賀県草津市追分南九丁目5番16号				令和6年度第4期
近藤 秀行	滋賀県草津市南草津三丁目7番地9-208 ゼルジュ南草津Ⅱ				令和6年度第4期
坂本 昭	滋賀県草津市木川町1230番地66				令和6年度第4期
泉 悠人	滋賀県草津市木川町952番地28				令和6年度第4期
泉 悠人	滋賀県草津市矢倉一丁目2番12-305号 Le ciel I				令和6年度第3期
泉 悠人	滋賀県草津市矢倉一丁目2番12-305号 Le ciel I				令和6年度第4期
ASHURMADOVA SUMAN	滋賀県草津市東矢倉四丁目8番55-201号 野路一番館				令和6年度第3期
ASHURMADOVA SUMAN	滋賀県草津市東矢倉四丁目8番55-201号 野路一番館				令和6年度第4期
中谷 明子	滋賀県草津市東矢倉二丁目11番17号				令和6年度第4期
XUE MIAO	滋賀県草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトゥール21				令和6年度第4期
伊庭 健一郎	滋賀県草津市野路二丁目12番11号				令和6年度第4期
井上 健	滋賀県草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック				令和6年度第3期
平野 誠士	滋賀県草津市橋岡町3番地14				令和6年度第4期
田附 健次	滋賀県草津市矢倉町105番地1 カーサ・ソラツツオ A号				令和6年度第4期
浅野 成人	滋賀県草津市矢倉町105番地1-523 カーサ・ソラツツオ				令和6年度第3期
浅野 成人	滋賀県草津市矢倉町105番地1-523 カーサ・ソラツツオ				令和6年度第4期
須藤 賢治	滋賀県草津市矢倉町1524番地14				令和6年度第2期
須藤 賢治	滋賀県草津市矢倉町1524番地14				令和6年度第3期
須藤 賢治	滋賀県草津市矢倉町1524番地14				令和6年度第4期
斎藤 一	滋賀県草津市南笠原三丁目22番15-1号				令和6年度第4期
藤井 聖哉	滋賀県草津市南笠原二丁目9番3号				令和6年度第4期
WANG GUODONG	滋賀県草津市笠山一丁目9番9-306号 笠山清水マンション				令和6年度第3期
NGUYEN THI MINH HUYEN	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園				令和6年度第4期
門前 力正	滋賀県草津市笠山二丁目4番19-305号 ロータスK1				令和6年度第4期
CHENG ERXI	滋賀県草津市笠山二丁目4番50-403号 Parkレジデンス笠山				令和6年度第4期
WANG SU	中国				令和6年度第4期
ZHAN GAN	中国				令和6年度第4期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
紅谷 隆良	東京都江東区大島六丁目20番5号PRISM OJIMA301	発番 令和6年 9月24日 草納発第 1422号
株式会社 エオリア	滋賀県草津市上笠四丁目17番11号	発番 令和6年 9月20日 草納発第 1392号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
紅谷 隆良	東京都江東区大島六丁目20番5号PRISM OJIMA301	発番 令和6年 10月4日 草納発第 1578号
株式会社 エオリア	滋賀県草津市上笠四丁目17番11号	発番 令和6年 10月15日 草納発 第1674号
藤堂 太晟	東京都八王子市緑町473番地1ヴィルヌーブ 203号	発番 令和6年 10月23日 草納発 第1758号
陰山 邦臣	滋賀県草津市渋川二丁目7番50-A8号YOSHIDA HIDAハイツ	発番 令和6年 10月31日 草納発 第1838号

差押解除通知書 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
藤堂 太晟	東京都八王子市緑町473番地1ヴィルヌーブ 203号	発番 令和6年 10月31日 草納発 第1814号

(令和6年11月29日揭示済み)

草津市告示第319号

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱(平成28年草津市告示第60号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 (交付時の確認) 第6条 市長は、第4条第2項第1号に掲げる方法により引換券を交付するときまたは前条第1項の規定により引換券を再交付するときは、運転	第1条～第5条 《省略》 (交付時の確認) 第6条 市長は、第4条第2項第1号に掲げる方法により引換券を交付するときまたは前条第1項の規定により引換券を再交付するときは、運転

改正後	改正前
免許証、個人番号カードその他の本人であることが確認できる書類等により本人確認を行うものとする。 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 《現行どおり》	免許証、 <u>健康保険証</u> 、個人番号カードその他の本人であることが確認できる書類等により本人確認を行うものとする。 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

(令和 6 年 1 1 月 2 9 日揭示済み)

草津市告示第 3 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和 3 0 年草津市条例第 5 号）第 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度の決算の状況および市債の状況ならびに令和 6 年度上半期の執行状況を公表する。

令和 6 年 1 2 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

くさつの家計簿

お知らせ

財政指標 早期健全化基準値内に収まる良好な水準でした

財政指標とは、全国で統一されている指標で、自治体の財政の健康診断に用いられます。財政の健全性を表す 4 つの指標は、いずれも基準を超えておらず、市の財政指標は良好な水準です。

●令和 5 年度決算 健全化判断比率・資金不足比率

区分	内容	草津市	県内市平均 (加重平均・速報値)	早期健全化基準 (危険信号※ ²)
実質赤字比率	普通会計(一般会計と他 1 会計)の赤字額の標準財政規模※ ¹ に占める比率	－ 赤字なし! －	－	11.8%
連結実質赤字比率	全会計(財産区を除く)の赤字額の標準財政規模に占める比率	－ 赤字なし! －	－	16.8%
実質公債費比率	全会計(財産区を除く)での借入金の返済額のうち、主に市税によって返済した額の標準財政規模に占める割合	4.7%	4.0%	25.0%
将来負担比率	全会計(財産区を除く)や外郭団体などを含めて、主に市税によって今後負担すると見込まれる負債の標準財政規模に占める比率	－	－	350.0%
資金不足比率	資金不足比率の対象は、水道・下水道事業会計の 2 会計	資金不足なし!		経営健全化基準 20.0%

※ 1 市税と交付税などの合計額で、市の一般財源の標準的な大きさを示す

※ 2 この基準を超えると、財政再建に取り組む必要がある

令和 6 年度 予算の執行状況 4 ～ 9 月のお金の動きをお知らせします。

(令和 6 年 9 月末時点)

●一般会計

歳入歳出予算額	歳入収入率	歳出執行率
651億6,914万円	38.6%	41.9%

●特別会計

区分	歳入歳出 予算額	歳入 収入率	歳出 執行率
国民健康保険	115億5,433万円	30.7%	34.9%
財産区	2 億1,450万円	79.7%	52.4%
学校給食センター	12億1,180万円	14.2%	34.6%
介護保険	102億6,390万円	39.5%	40.6%
後期高齢者医療	20億2,563万円	32.6%	36.6%

●特別会計のうち公営企業会計

区分	収入予算額	収入率	支出予算額	執行率
水道	25億9,900万円	50.9%	23億1,200万円	39.6%
下水道	39億4,300万円	42.4%	35億円	41.7%

市では、将来にわたって持続的に発展していけるよう「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」「財政規律ガイドライン」を定めています。財政規律の確保を図るとともに、市民ニーズの変化に合わせて事業の見直しを進め、引き続き健全な財政運営の維持に努めます。



(令和 6 年 1 2 月 1 日 掲 示 済 み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年11月21日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市迫分南六丁目2番17-102号 プリミエールかがやきの丘（B） 善生 達也、善生 陽香	草津市馬場町字小網谷106番2	303.52㎡	R6.11.21	1795

(令和6年11月21日揭示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

1 縦覧の書類 農用地利用集積計画

2 縦覧の期間 令和6年11月29日から
令和7年1月6日まで

3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和6年11月29日揭示済み)

間管理機構）から令和6年11月20日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定に基づき、認可公告する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

1 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画

2 縦覧の期間 令和6年11月29日から
令和7年1月6日まで

3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和6年11月29日揭示済み)

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中

公 告

草津市都市公園条例（昭和63年草津市条例第18号）第24条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月29日

草津市長 橋 川 渉

変更前

名称	位置	区域	利用開始の期日
若草 緑地	草津市若草六 丁目26番1	別紙図面 のとおり	昭和 6 3 年 3 月 3 1 日

変更後

名称	位置	区域	利用開始の期日
若草 緑地	草津市追分南 八丁目字丸尾1 006番73 他	別紙図面 のとおり	令和 6 年 1 1 月 2 9 日

(令和 6 年 1 1 月 2 9 日掲示済み)